第２節　一般取扱所（危令第19条）

１　一般取扱所の区分及び範囲

⑴　区分

ア　危険物を原料として種々の化学反応を伴う等、製造所と類似した施設であっても、最終製品が非危険物となるものについては、一般取扱所として規制する。

よって化学反応等の工程を経て、最終製品が危険物となるような危険物の製造行為（当該行為に対する危険物の数量の算定が指定数量以上のものに限る。）は、許可形態を逸脱した行為となり、無許可取扱が成立する。

イ　石油類等を屋外貯蔵タンク等の攪拌機で混合する場合、一般的には混合や希釈行為は一般取扱所として規制すべきであるが、貯蔵が主目的であり、屋外タンク貯蔵所等と類似の危険性であると判断できる場合は、一般取扱所ではなく屋外タンク貯蔵所等として規制する。

ウ　一般取扱所では、IBC等の危険物を収納した容器を固定し、受入専用配管と接続して取り扱うことは認められるが、一般取扱所では貯蔵は認められないため、１日の取り扱い量以上の容量の容器を取り扱う場合は、別途貯蔵所として規制される。

なお、当該IBC等での危険物の取扱量が指定数量の５分の１以上である場合、当該容器はタンクの基準が適用され、タンクとして規制される。

エ　メチルシクロヘキサンから水素を製造する施設は、副産物としてトルエンが生成されるが、一般取扱所として規制する。(H.28.3.1 消防危第37号通知)

⑵　規制範囲

危令第19条第１項の一般取扱所の許可単位は、第１節「製造所」の例による。

２　取扱最大数量の算定方法

許可数量の算定は、次による。

ただし、いずれの場合においても、取扱量が許可数量を超えると違反になることを説明した上で、申請者の意向により決定すること。

⑴　非危険物を製造する工程の場合は、第１節「製造所」の例によること。

⑵　前記⑴以外の取扱いに係る工程の場合は次によること。

ア　危険物を消費する工程の場合は、使用形態に応じて最大となる日の消費量とすること。

また、油圧機器内蔵油、熱媒油等の危険物及び発電設備で潤滑油を使用する場合には、当該使用量を合算する。

ただし、第１節「製造所」２⑸によること。

なお、サービスタンクについては、当該サービスタンクの容量が一日の取扱量より少ない場合は、取扱量に加える必要はないこと。

イ　危険物を循環させて取り扱う場合は、当該施設における瞬間最大停滞量とするこ

と。（S.40.4.15 自消丙予発第71号通知参考）

例えば、油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、装置系統内のリザーバータンクや配管等を含む総量（瞬間最大停滞量とする。）をもって算定する。

ただし、当該油圧作動油等の一時貯蔵タンクと当該油圧設備等を別施設として規制する場合は、当該油圧設備等の数量にあっては、１日の最大循環量（循環していないものについては、１度に取り扱われる量×１日の最大取扱回数等）により算定する。

ウ　移動タンク貯蔵所等車両に固定されたタンクに危険物を充てんする一般取扱所は、１日当たりの最大充てん量とする。

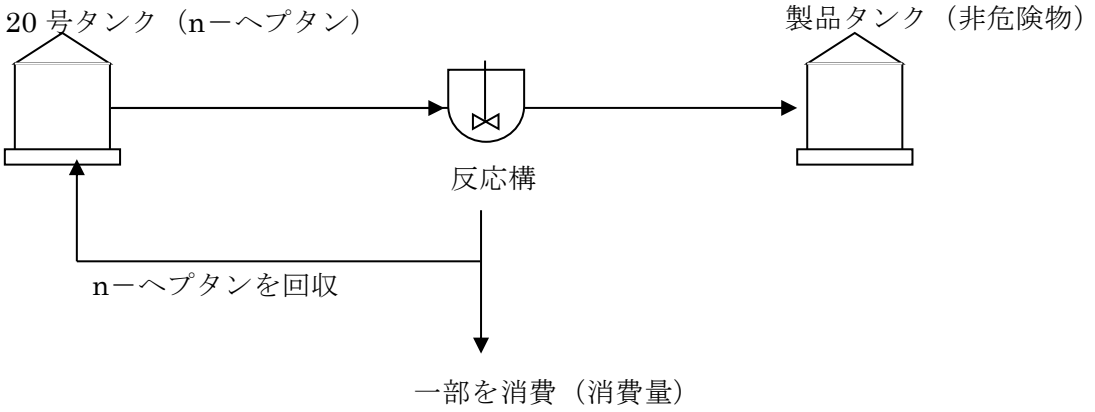
エ　容器に危険物を詰め替える一般取扱所は、最大となる日の詰替量とする。

ただし、危令第19条第２項に規定する容器に危険物を詰め替える一般取扱所については、地下専用タンクの容量又は取扱数量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

オ　危令第19条第２項に規定する洗浄作業及び切削装置等の一般取扱所については、洗浄後に危険物を回収し同一系内で再使用するものは瞬間最大停滞量とし、使い捨てるもの及び系外に搬出するものは一日の使用量とする。なお、再使用するが、一部消費されるものについては、下記カによるものとする。

また、当該使用及び回収等はすべて同一施設内で行われるものとし、施設外に出たものは当該同一系内とはみなさず、一日の使用量として算定する。

カ　化学工業の一般取扱所等で危険物をリサイクルして使用する場合は、瞬間最大停滞量と一日の消費量の合算したものとすること。



※　取扱数量＝瞬間最大停滞量＋1日の消費量

⑶　車載用リチウムイオン蓄電池の製造に伴い、当該蓄電池を一時的に建築物内に置く場合の危険物数量の算定については、「鋼板製の筐体で覆われる車載用リチウムイオン蓄電池に係る指定数量について」（R.5.7.7 消防危第214号通知）によることができる。

⑷　キュービクル式蓄電池の設置については、「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」（H.23.12.27 消防危第303号通知（R.6.7.2 消防危第200号改正、R.6.9.17 事務連絡修正））及び「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（R.7.3.28 消防危第56号通知）によることができる。

3　保安距離について（危令第９条第１項第１号）

⑴　保安距離については、原則、第１節「製造所」の規定を準用する。

⑵　危令第９条第１項第１号ただし書きに規定する、保安距離を短縮することができる「防火上有効な塀」は、以下の条件に適合（いずれも適合）する施設については、当該塀の高さを２ｍ以上とすることができる。

ア　当該施設の用途は、地下タンク又は簡易タンクから固定注油設備（危則第25条の２に適合するものに限る。）を使用し、容器又は車両に固定された容量4,000L以下のタンク（容量2,000Lを超えるタンクにあっては、その内部を2,000L以下ごとに仕切ったものに限る。）へ、引火点40℃以上の危険物を注入する施設とすること。

イ　当該「防火上有効な塀」を設置することで、危則第25条の４の２第２号の基準を満たすこと。

なお、当該条文の「給油取扱所」は「一般取扱所」と読み替える。

また危告示第４条の52第１項第３号に規定する「専用タンク（危令第17条第１項第７号の専用タンクをいう。）」は、「固定注油設備に接続された、一般取扱所として規制を受けている地下タンク」と読み替える。（当該地下タンクが地下タンク貯蔵所として規制を受けており、かつ、当該注入口が一般取扱所施設範囲外にある場合は、危告示第４条の52第１項第３号に規定されている火災については、当該基準に適合させる対象とはしない。）

ウ　可燃性の蒸気が一般取扱所の敷地内に滞留せず、速やかに排出される構造とすること。

エ　漏洩した危険物が地盤面等に滞留せず、速やかに貯留設備に収容される構造とすること。

オ　上記エの貯留設備には、容器に注入する施設については500L、車両に固定されたタンクに注入する施設については900Lの漏洩した危険物を収納できる容量を有すること。

4　危令第19条第１項特例関係

一般取扱所については、第１節「製造所」によるほか、位置、構造及び設備が特殊な

対象については、危令第19条第２項、第３項及び第４項に定めるものを除き同条第１項の特殊な基準として、次により運用することができるものとする。

⑴　製造所、油槽所における野積場の一般取扱所（S.36.5.10 自消甲予発第25号通知、S.40.1.19 自消丙予発第８号通知参考）

製造所、油槽所等でドラム缶充填作業から出荷までの過程で、容器入りのまま野積みの状態で取り扱う場合（貯蔵を目的とする場合を除く。滞留時間は24時間未満）においては、一般取扱所として規制する。

ただし、すでに積載車両等が待機しており、積み込みに伴う一時仮置きと判断できるようなものについては、規制の対象とはしない。

⑵　変電所等の一般取扱所（S.40.9.10 自消丙予発第148号通知参考）

ア　変電所、発電所、開閉所その他これに準ずる場所に設置される危険物を収納している機器類が、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、遮断器、油入コンデンサ及び油入ケーブル並びにこれらの附属装置で、機器の冷却若しくは絶縁のための油類を内蔵して使用するものについては、危険物関係法令の規制の対象としないものとする。

イ　「使用する」とは通電している状態又は配線し、いつでも通電できる状態をいい、配線されていない状態は、原則使用していないと判断するが、機器の補修等のため、一時的に送電線を必要最小限外している状態は、使用中であるとして取り扱う。

ウ　当該機器等を設置又は撤去することに伴い、24時間以内の間、送電線が接続されていない状態で存置されている状態は、設置又は撤去に伴う一時的な仮置きとして扱い、貯蔵とは判断しない。

エ　当該場所に設置される圧油装置、潤滑油循環装置及びボイラー設備等は、危険物関係法令の規制の対象となる。

⑶　桟橋の一般取扱所

船舶輸送用のタンカー等へ危険物を積み込み又は貯蔵タンク等へ受け入れるため、桟橋施設又は岸壁等において危険物を取り扱う一般取扱所（渡り桟橋を含む。以下同じ。）は、次によること。

ア　当該桟橋は、危令第９条第１項第１号及び第２号に規定する工作物、危令第９条第１項第19号の規定する避雷設備により保護すべき工作物、並びに危則第33条第２項第１号、危則第34条第２項第１号及び危則第35条第３号に定める工作物に該当する。

イ　貯蔵タンク等から延長された払出配管等の先端がバルブ止めされ、タンカー等のホースを接続できるような構造となっているものについては、配管であり、かつ設備として規制し、保有空地の起算点となる危険物を取り扱う工作物にも該当する。

なお、ローディングアームについては、配管ではなく設備として取り扱い、同様に危険物を取り扱う工作物に該当するものとする。

ただし、上記設備（バルブ止め及びローディングアーム）については、避雷設備の保護対象物として扱わない。

ウ　空地を保有すべき範囲内に海、河川、運河等がある場合（海、河川、運河等に近接して設置しなければならないものに限る。）は、当該部分について、危令第23条を適用し、危令第９条第１項第２号の規定を免除できる。（特例理由必要。特例適用願必要。）

この際、特例要件として、第１節４⑴エを準用する。

エ　桟橋は、原則危険物の取り扱いのための専用とするが、当該施設で取り扱う物品（消火薬剤等を含む。）と危険な反応を示さず、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他有害な物質でなければ、非危険物と混在することを妨げない。◆

なお、他の物品が含まれる場合、当該物品が燃焼した際に有効に消火できる消火設備を設置すること。◆

オ　桟橋は不燃材料で造るとともに、波浪及び潮流に対して安全な構造であること。◆

カ　桟橋には、船舶の衝突による衝撃を防止するため、防舷材等の緩衝設備を設けること。◆

キ　桟橋に設置する危険物の移送配管には、取り扱う危険物の品名を表示するとともに、配管先端部には鋳鋼製の弁を設けること。◆

⑷　動植物油類の一般取扱所（H.1.7.4 消防危第64号通知参考）

ア　動植物油の地下タンク（動植物油の貯蔵量が１万Ｌ以上のもの）に附属して注入口及び当該注入口に接続する配管、弁等が地下タンクの直上部に設けられており、当該注入口等の部分において１日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合には、当該注入口等は一般取扱所となる。

イ　動植物油の屋外タンク等（動植物油の貯蔵量が１万Ｌ以上のもの）に附属して払出口及び当該払出口に接続する配管、弁等が設けられており、当該払出口等の部分において１日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合、当該払出口等は、払い出し先の形態に応じて、許可を受ける必要がある。

ウ　動植物油の屋外タンク等（動植物油の貯蔵量が１万Ｌ以上のもの）に附属する注入口及び当該注入口に接続する配管、弁等が一般取扱所となる場合、注入口からタンクの元弁（元弁がない場合にあっては、配管とタンクの接続部）までが一般取扱所となる範囲である。また、保安距離は、「外壁又はこれに相当する工作物の外側」までの間に確保する必要がある。なお、配管（弁を含む。）及び注入口は、当該工作

物には該当しない。

エ　動植物油を電気ヒーター又はスチーム等により 40℃未満で保温して貯蔵保管している場合は、危則第１条の３第７項第１号に規定する「常温で貯蔵保管されている」場合に該当する。

オ　危則第 20 条第１項第２号に規定する大気弁付通気管を設けたタンクで貯蔵保管されている動植物油は、危則第１条の３第７項第１号に規定する「加圧しないで貯蔵保管されているもの」に該当する。

⑸　トラックターミナルの一般取扱所（S.57.8.11 消防危第82号通知一部参考）

トラック等により運搬されてきた容器入りの危険物を荷降ろし、仕分け、一時保管及び荷積みを行う場所であるいわゆるトラックターミナルについては、下記のように規制する。

ア　区分

(ｱ)　一時保管される危険物の一部（指定数量以上に限る。）又はすべてについて、保管時間が 24 時間以上である場合は、貯蔵所として規制する。

(ｲ)　(ｱ)以外の一時保管を伴うトラックターミナルの取扱については、一般取扱所として規制する。

イ　規制範囲

(ｱ)　貯蔵所として規制する場合は、保管場所（荷扱場等一時保管場所を含む。）を規制範囲とする。

(ｲ)　一般取扱所として規制する範囲は、荷扱場及び停留所・集配車発着所並びに荷扱場と一体の事務所とする。

ウ　危険物の品名

(ｱ)　貯蔵所として規制する場合は、屋外貯蔵所の品名制限に留意する。

(ｲ)　一般取扱所として規制する場合は、取り扱う危険物は、特殊引火物を除く第四類危険物とするよう指導する。◆

エ　危険物の貯蔵取扱い等

(ｱ)　貯蔵所として規制する場合は、貯蔵の基準による。

(ｲ)　一般取扱所として規制する場合は、下記の点に留意する。

ａ　当該一般取扱所では一般貨物も取り扱うことができる。

ｂ　危険物の取扱いは、運搬容器入りのままでの荷おろし、仕分け、一時保管及び荷積みに限るものとする。◆

ｃ　前ｂの取扱場所は、荷扱場に限るものとする。

ｄ　一時保管は危険物を置く場所を明示し、一般貨物と区別して置くものとする。◆

オ　危険物の数量

(ｱ)　貯蔵所での危険物の貯蔵数量は、最大貯蔵量をもって算定する。

(ｲ)　一般取扱所として規制する場合の危険物の取扱数量は、下記のとおりとする。

ａ　瞬間最大停滞量をもって算定する。

ｂ　指定数量の 50 倍以下とするよう指導する。◆

カ　危険物施設

(ｱ)　屋内貯蔵所となる場合は、原則壁の開口は認められないが、作業工程上、どうしても開口部が必要な場合は、当該施設が１棟規制のものに限り、当該施設の周囲に危令第 16 条第１項第４号の空地を確保することで、危令 23 条を適用し、当該開口を認めることができる。（特例理由必要。特例適用願必要。）

(ｲ)　一般取扱所として規制した場合は、下記の点について指導する。◆

ａ　保有空地

危険物を取り扱う建築物が壁体のない構造であること、また、危険物の取扱いが貯蔵的要素の大きいものであることから、保有空地は、危令第 16 条第１項第４号（屋外貯蔵所）の規定を適用する。◆

ｂ　地盤面

停留場所及び集配車発着場所はコンクリート舗装とし、当該場所の外周部は白線等で明示する。また、屋内であっても、雨水が浸入しそうな部分については、油分離装置を設置する。◆

キ　消防用設備等

原則、貯蔵所又は一般取扱所の基準により規制するが、一般取扱所として規制した場合は、下記の点について指導する。◆

(ｱ)　消火設備

ａ　一般貨物を扱うので、第一種消火設備（屋外消火栓）を設置する。◆

ｂ　危険物対応として、荷扱場に第四種消火設備を半径 30 メートルの円の面積に一個以上設置する。◆

ｃ　危険物を取り扱う運輸業者（テナント）の占有場ごとに第五種消設備を一個以上設置する。◆

(ｲ)　警報設備

屋内の場合、自動火災報知設備を設置する。◆

ク　危険物取扱者

危険物取扱者は、危険物を取り扱う運輸業者（テナント）ごとに一名以上置くよう指導する。◆

⑹　共同住宅等の燃料供給施設の一般取扱所（H.15.8.6 消防危第81号通知）

資料編「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」によること。

⑺　ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所

「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（H.25.8.23 消防危第156号通知）に基づき設置されたもの又は「ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所の火災対策について」（H.24.6.7 消防危第154号通知）第３．２及び第４の安全対策を施したものに限り、「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」（H.11.6.2 消防危第53号通知）を適用する。（特例理由不要、特例適用願必要）

なお、当該施設の火災対策については、「ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所の火災対策について」（H.24.6.7 消防危第154号通知）に留意すること。◆

⑻　リチウムイオン蓄電池を取扱う一般取扱所

ア　リチウムイオン蓄電池の取扱いに係る運用については、「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」（H.23.12.27 消防危第303号通知（R.6.7.2 消防危第200号改正、R.6.9.17 事務連絡修正））、「耐火性収納箱を用いたリチウムイオン蓄電池の荷さばき作業に係る運用について」（R.6.12.11 消防危第352号通知）及び「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（R.7.3.28 消防危第56号通知）によることができる。

イ　リチウムイオン蓄電池の危険物規制に係る運用等に関する試験確認及び技術援助については、「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する情報提供について」（R.7.3.28 事務連絡）によること。

５　危令第19条第２項関係及び部分規制

危険物の取扱形態が類型化できるものについては、危令第19条第２項により、同条第１項の基準の特例が定められ、これらの施設形態（危険物の充てん、容器詰替えを除く。）のものは、建築物の一部に設ける（「部分規制」という。以下同じ。）ことができるものであること。

なお、設置しようとする一般取扱所が、危令第19条第１項及び第19条第２項等複数の基準を満足する場合、いずれの技術基準を適用するかは、設置者の意思により選択できるものであること。

⑴　部分規制の区分

部分規制に係る一般取扱所の許可区分には、「区画室単位の規制」、「設備単位の規制」、「屋上の設備単位の規制」がある。

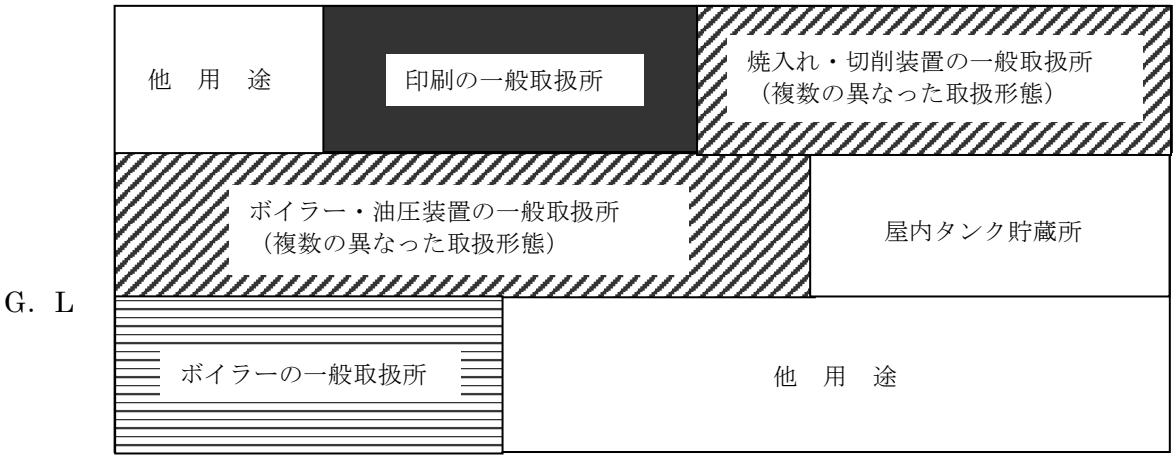
⑵　部分規制の基本事項

ア　一棟の建築物の中には、危令第19条第２項に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した一般取扱所（危令第19条第２項第４号（充てん）、第５号（容器詰替え）に規定するものを除く。）を複数設置することができる。（H.1.7.4 消防危第64号通知）

更に、危令第２条、第３条の危険物施設のうち、部分規制されたものを同一建築

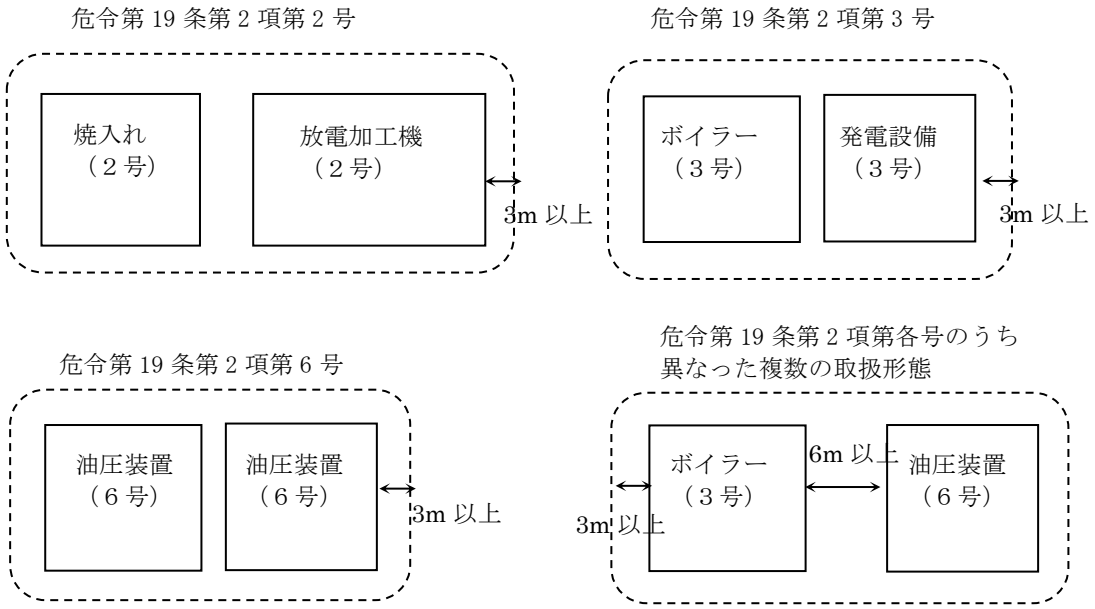
物内に設置することができる。（第２－１図参照）

ただし、危令第10条第３項により規制される屋内貯蔵所に隣接（上下階を含む。）して設置することはできない。◆



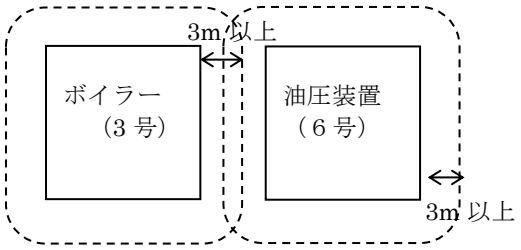
第２－１図　　部分規制（区画室単位）の一般取扱所の設置例

イ　設備単位で規制される一般取扱所には、危令第19条第２項各号で同一号の類似する設備を複数設置することができる。この場合、複数の設備を一つの一般取扱所として、その周囲に幅３ｍ以上の空地を保有することをもって足りる。（H.1.7.4 消防危第64号通知）



第２－２図　　複数の設備を一つの一般取扱所として規制する例

ウ　同一室内に、設備単位で規制される危令第19条第２項各号の異なる一般取扱所を複数設置する場合、屋内において保有するものとされている幅３ｍ以上の空地は、相互に重なってはならない。（H.1.3.1 消防危第14号通知）（第２－３図参照）



第２－３図　　各設備をそれぞれ一の一般取扱所として認められない例

⑶　部分規制の一般取扱所として取り扱うことができる工程と連続して、危険物を取り扱わない工程がある場合、その工程を含めて危令第19条第２項に規定する一般取扱所として差し支えない。（H.1.7.4 消防危第64号・消防特第34号通知）

⑷　危令第19条第２項第１号から第３号及び第６号から第９号に掲げるもの（イによる場合は第１号、第８号及び第９号を除く。）のうち、各号の形態を有するものを一の建築物内に複数設置する場合は、次のいずれかの一般取扱所として規制して差し支えない。（H.1.7.4 消防危第64号通知）

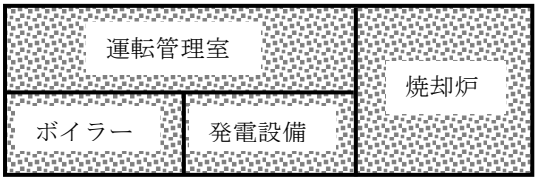
ア　区画室単位の規制をする場合

(ｱ)　建築物全体を危令第19条第１項の一般取扱所とする。（第２－４図（ア）参照）

(ｲ)　建築物全体を危令第19条第２項の一般取扱所とし、危則第28条の57第２項に規定する技術上の基準を適用する。（第２－４図（ア）参照）

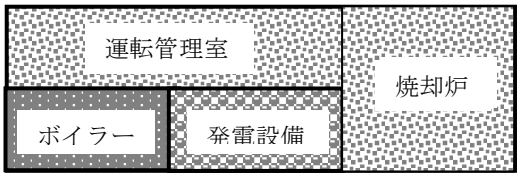
(ｳ)　危険物を消費する室又は隣接する複数の室を区画単位として危令第19条第２項の一般取扱所とし、危則第28条の57第２項に規定する技術上の基準を適用する。（第２－４図（イ）参照）

（ア）



（イ）





第２－４図　ボイラー、バーナー等で危険物を消費する一般取扱所の例

イ　設備単位の規制をする場合

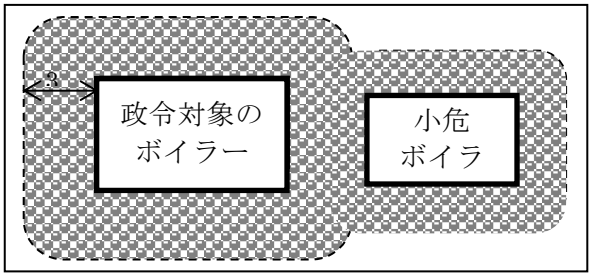
(ｱ)　建築物全体を危令第19条第１項の一般取扱所とする。

(ｲ)　建築物全体を危令第19条第２項の一般取扱所とし、危則第28条の57第２項に規定する技術上の基準を適用する。

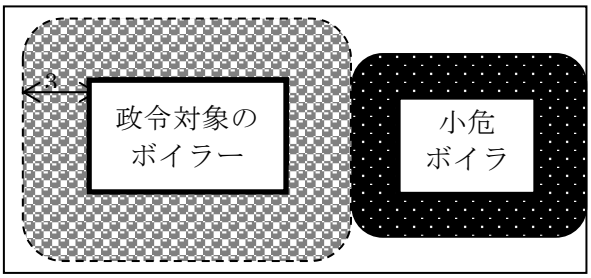
(ｳ)　両ボイラー設備を併せて、危令第19条第２項の一般取扱所とし、危則第28条の57第３項に規定する技術上の基準を適用する。（第２－５図（ア）参照）

(ｴ)　危険物消費量が指定数量以上10倍未満のボイラー設備のみを危令第19条第２項の一般取扱所とし、危則第28条の57第３項に規定する技術上の基準を適用する。指定数量未満を消費するボイラー設備は、姫路市火災予防条例によるものとする。（第２－５図（イ）参照）

(ア)



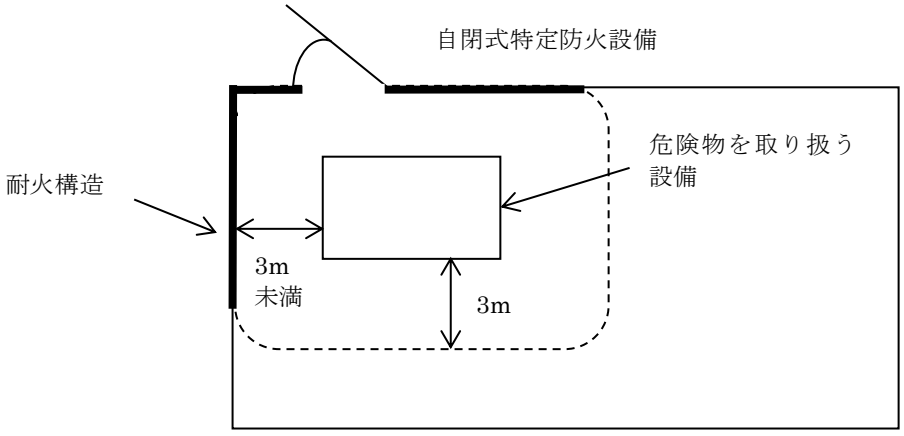
(イ)



第２－５図　　ボイラーで危険物を消費する一般取扱所の例

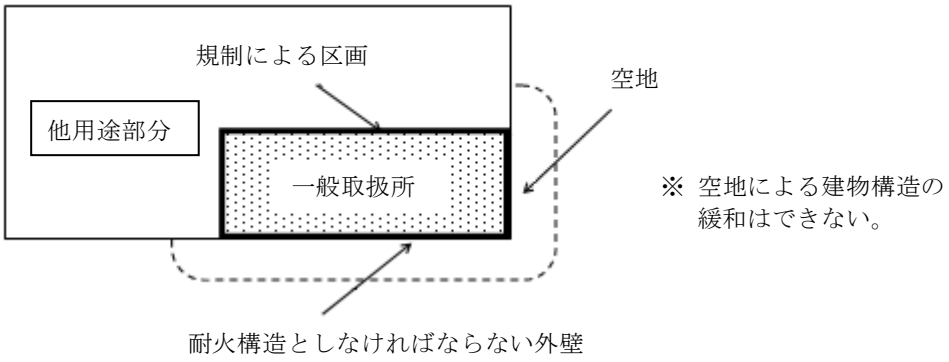
⑸　設備単位で規制される一般取扱所において、危険物を取り扱う設備から３ｍ未満となる建築物の壁及び柱が耐火構造である場合の当該範囲は、当該設備から水平距離３ｍ未満となる範囲に存する壁及び柱と解してよい。（H.2.3.31 消防危第28号通知）

なお、当該３ｍの範囲内に当該一般取扱所に出入りする配管、配線及び換気ダクト等の設置は認められる。



第２－６図　　屋内空地の例

⑹　区画室単位で規制される一般取扱所のうち、外壁に耐火構造を要求されるものにあっては、空地があり、延焼のおそれのある建築物が存しない場合であっても、当該外壁を不燃材料で造ることは認められない。（H.1.7.4 消防危第64号通知）



第２－７図　　外壁の構造

⑺　区画室単位で規制される一般取扱所のうち、当該建築物の他用途部分との間に「出入口以外の開口部を有しない厚さ70㎜以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁」が要求されるものにあっては、危令第23条を適用し、当該区画壁に、防火上有効に特定防火設備のダンパー等を設けた換気又は排出設備を設置して差し支えない。（H.2.3.31 消防危第28号通知参考）（特例理由必要。特例適用願必要。）

なお、他用途部分とは、同一建築物内で、当該一般取扱所施設外の部分をいうものであり、例えば、当該一般取扱所に隣接して区画室単位で規制される一般取扱所を設ける場合もこれに含まれる。

また、「これと同等以上の強度を有する構造」には、高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さ75㎜以上のもの、「耐火構造の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1399号）第１第１号に適合する壁及び第３第１号に適合する床、及び建築基準法第２条第７号並びに同法施行令第107条第１号及び第２号（第１号にあっては、通常の火災による加熱が２時間加えられた場合のものに限る。）の技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けた耐力壁である間仕切壁及び床が含まれ（H.2.10.31 消防危第105号通知、R.5.3.24 消防危第63号通知参考）、その他の構造については基本的には申請者が資料等により示す必要がある。

⑻　区画室単位で規制される一般取扱所のうち、延焼のおそれのある外壁及び他用途部分との隔壁に設置する随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備は第１節６⑻によるが、当該特定防火設備が常時閉鎖状態であることが、運用上非常に困難である場合には、下記条件により、危令第23条を適用し、当該基準を免除することができる。（特例理由必要。特例適用願必要。）

ア　当該特定防火設備の周囲３ｍに不燃性の物質以外のものを置かない。

イ　当該特定防火設備の周囲３ｍに、漏洩した危険物が流出しないよう傾斜等を設け

ること。

ウ　当該特定防火設備が、周囲の火災を感知することで、自動的に閉鎖（感知後20秒以内）するような構造となっていること。なお、当該火災の感知は、危険物施設内及び施設外のいずれの側でも行えるようにすること。

⑼　基準の概要

ア　吹付塗装作業等の一般取扱所（危則第28条の54第１号）

(ｱ)　該当する取扱形態

ａ　焼付塗装、静電塗装、はけ塗り塗装、吹付塗装、浸漬塗装等の塗装作業

ｂ　凸版印刷、平板印刷、凹版印刷、グラビア印刷等の印刷作業

ｃ　光沢加工、ゴム糊・接着剤等の塗布作業

※ 機械部品等の洗浄作業は該当しない。（H.1.7.4 消防危第64号通知）

(ｲ)　取り扱う危険物は、第２類又は第４類（特殊引火物を除く。）に限る。

(ｳ)　可燃性蒸気又は可燃性微粉を屋外の高所に排出する設備については、第１節「製造所」の例によること。

イ　洗浄作業の一般取扱所（危則第28条の54第１号の２）

(ｱ)　該当する取扱形態

危険物を吹き付けて行うもの、危険物に浸すもの、危険物と一緒に撹拌するもの等が該当する。洗浄されるものは原則として非危険物の固体に限られる。

(ｲ)　取り扱う危険物は、引火点40℃以上の第４類に限る。

ウ　焼入れ作業等の一般取扱所（危則第28条の54第２号）

(ｱ)　該当する取扱形態

ａ　焼入れとは、主として鉄鋼製機械部品の耐疲労性、耐摩耗性の向上などを目的とする熱処理の一つの方法であり、油、ガス、電気を熱源とする加熱炉と油、水、溶融塩を利用する冷却装置により構成される。焼入れを行う装置には、加熱装置と冷却装置が一体となったものや別置きのものがあり、本規定でいう焼入れとは、冷却装置に油（危険物）を使用するものである。

ｂ　放電加工機とは、電極と加工物のわずかな間隔に有効な加工につながる放電を行うことにより加工物を任意の形に加工するもので、放電間隔の絶縁抵抗を高めるため、主として油中で加工を行う装置である。

「放電加工機の取扱いについて」（S.61.1.31 消防危第19号通知）を参考にすること。◆

(ｲ)　取り扱う危険物は、引火点70℃以上の第４類に限る。

エ　ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所（危則第28条の54第３号）

(ｱ)　該当する取扱形態

ボイラー、冷温水発生設備、給湯設備、焼却炉、ディーゼル発電設備

（H.1.7.4 消防危第64号通知）等が該当する。

(ｲ)　取り扱う危険物は、引火点40℃以上の第４類に限る。

(ｳ)　屋上に設置するボイラー・バーナー等の一般取扱所については、次によること。（危則第28条の57第4項）

a　基準に適合する場合には、複数の発電設備等の一般取扱所を設けることができるものであること。

b　複数のボイラー・バーナー等を設ける場合には、サービスタンクを兼用することができる。

c　危則第28条の57第４項第３号に規定するキュービクル式設備（内蔵タンクを含む。）の流出防止の囲いは、キュービクル式設備の鋼板等の外箱を代替とすることができる。

d　タンクの周囲に設ける囲いの容量は、同一の囲い内にある最大タンクの全量又は危則第13条の３第２項第１号に規定する容量のいずれか大なる量とするよう指導する。◆

e　キュービクル式のもので油が外部に漏れない構造のものは、危令第23条を適用し、ためます、油分離装置を省略することができる。（特例理由不要。特例適用願必要。）

(ｴ)　ボイラー等危険物を消費する設備の排気筒は「換気の設備」には該当しない。

また、当該排気筒が、当該危険物施設と他用途部分とを区画する出入口以外の開口部を有しない厚さ70㎜以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁を貫通する場合は、排気筒の区画外の部分の周囲３ｍを金属以外の不燃材料で有効に被覆すること及び排気筒を耐火構造の煙道内に設置すること（煙道の先端は屋外に限る。）等の延焼防止措置が講じられている際に限り、危令第23条を適用し、特例で認める。（H.29.10.30 消防危第216号通知参考）（特例理由必要。特例適用願必要。）

オ　充てんの一般取扱所（危則第28条の54第４号）

(ｱ)　該当する取扱形態

車両に固定されたタンクに液体の危険物を注入する施設であり、併せて液体の危険物を容器に詰め替える施設を含む。

(ｲ)　取り扱う危険物は、アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等及びヒドロキシルアミン等を除く液体の危険物に限る。

(ｳ)　危険物を車両に固定されたタンクに注入するための設備（以下「充てん設備」という。）と危険物を容器に詰め替えるための設備（以下「詰替え設備」という。）とを兼用する場合には、危険物を取り扱う空地も兼用することができる。

(ｴ)　充てん設備の周囲に設ける空地及び詰替え設備の周囲に設ける空地のためます

（油分離装置を設ける場合を含む。）及び排水溝は、兼用することができる。

カ　詰替えの一般取扱所（危則第28条の54第５号）

(ｱ)　該当する取扱形態

固定した注油設備によって危険物を容器に詰め替える施設併せて車両に固定された容量4,000Ｌ以下のタンク（容量2,000Ｌを超えるタンクにあっては、その内部を2,000Ｌ以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入する施設

(ｲ)　取り扱う危険物は、引火点40℃以上の第４類に限る。

(ｳ)　危則第28条の59の基準の適用を受けようとする詰替えの一般取扱所は、当該規定によるほか次によること。

a　危険物の保有は、地下専用タンクに限られるものであること。

b　危則第28条の59第２項第８号に規定する道路境界線とは、敷地に接する道路（歩道を含む。）との境界を指す。また敷地境界線とは、隣地、河川等の一般的に敷地境界といわれる部分を指す。

c　同一敷地内には複数の当該施設を設けることができること。

d　危則第 28 条の 59 第２項第３号の規定により設ける油分離槽は、三連式以上のものとすること。

(ｴ)　その他

a　小口詰替え専用の一般取扱所（S.42.1.30 自消丙予発第７号通知（廃止））として平成２年５月 22 日以前に設置完成している施設は、改めて詰替えの一般取扱所として許可を受ける必要はなく、危令第 19 条第１項の一般取扱所(特例適用施設)として規制される。（H.1.7.4 消防危第 64 号通知）

b　上記ａにより、危令第19条第１項として規制を受けている小口詰替え専用の一般取扱所において、敷地の拡張、上屋の新設又は増設、固定注油設備の増設等、施設の規模を大きくする場合には、原則として、当該一般取扱所を危令第19条第２項第５号の一般取扱所に変更しなければならないこと。

キ　危険物を用いた蓄電池を製造、組み立て、充放電をする一般取扱所（危則第28条の54第５号の２）

(ｱ)　該当する取扱形態

a　リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第２類又は第４類の危険物を用いた蓄電池を製造する作業等が該当する。

b　リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第２類又は第４類の危険物を用いた蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業等が該当する。

c　リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第２類又は第４類の危険物を用いた蓄電池を充電し、又は放電する作業等が該当する。

(ｲ)　当該施設の規制の運用については、「危険物の規制に関する政令の一部を改正

する政令等の運用について」（R.7.5.27 消防危第116号通知）によること。

ク　油圧装置等を設置する一般取扱所（危則第28条の54第６号）

(ｱ)　該当する取扱形態

油圧装置及び大型機械の軸受、工作機械等に使用される潤滑油装置等が該当する。

(ｲ)　引火点100℃以上の第４類の危険物（高引火点危険物）のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。

ケ　切削装置等を設置する一般取扱所（危則第28条の54第７号）

(ｱ)　該当する取扱形態

旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤などの工作機械等が該当する。

(ｲ)　高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。

コ　熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所（危則第28条の54第８号）

(ｱ)　該当する取扱形態

反応釜等に収納した危険物以外のものを加熱する装置が該当する。

(ｲ)　取り扱う危険物は、高引火点危険物に限る。

サ　蓄電池設備を設置する一般取扱所（危則第28条の54第９号）

(ｱ)　該当する取扱形態

リチウムイオン電池等、非常用の蓄電池設備等が該当する。

(ｲ)　取り扱う危険物は、第４類の危険物に限る。

(ｳ)　規則第28条の54第９号の一般取扱所のうち、危険物を用いた蓄電池設備が告示で定める基準に適合するものの特例基準等（規則第28条の60の４第２項）（R5.9.19 消防危第251号通知（R.6.9.17 事務連絡修正））

a　告示第68条の２の２の「これらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するもの」としては、例えば、次のものが考えられること。

(a)　ＩＥＣ（国際電気標準会議）62619又は62933-5-2に適合するもの

(b)　ＵＬ（米国保険業者安全試験所）9540又は1973に適合するもの

b　規則第28条の54第9号の一般取扱所（指定数量の倍数が30未満のもので、危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）のうち、危険物を用いた蓄電池設備が告示第68条の２の２に定める基準に適合し、かつ、危険物を取り扱う設備の位置、構造及び設備が規則第28条の55第２項第３号から第８号まで並びに同第28条の56第２項第１号及び第２号に掲げる基準に適合するものについては、規則第28条の60の４第２項に定める特例及び同条第３項に定める特例を適用することができること。

c　規則第28条の54第９号の一般取扱所（指定数量の倍数が10未満のもので、危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）のうち、危険物を用いた

蓄電池設備が告示第68条の２の２に定める基準に適合し、かつ、危険物を取り扱う設備の位置、構造及び設備が規則第28条の60の４第４項各号に掲げる基準に適合するものについては、規則第28条の60の４第２項に定める特例及び同条第４項に定める特例を適用することができること。

(ｴ) 規則第28条の54第９号の一般取扱所（危険物を取り扱う設備を屋外に設けるものに限る。以下「屋外コンテナ等蓄電池設備」という。）の特例基準等（規則第28条の60の４第５項）

規則第28条の60の４第５項第５号の散水設備は、屋外コンテナ等蓄電池設備を適切に冷却できるよう、第一種消火設備である屋外消火栓設備の例によることが適当と考えられること。なお、同一敷地内に存する防火対象物等に設置された屋外消火栓設備であって、その放射能力範囲が屋外コンテナ等蓄電池設備を包含できるものが設けられている場合は、当該消火設備を屋外コンテナ等蓄電池設備の散水設備とみなして差し支えないこと。

(ｵ) その他

ａ 許可申請等の単位について

屋外コンテナ等蓄電池設備は、事業形態等によっては各コンテナ等を接続して一体の設備として活用する場合等が考えられることから、同一敷地内に複数の屋外コンテナ等蓄電池設備が隣接して設置される場合等における許可申請等にあっては、事業形態等を確認し、設置者と協議の上で当該許可申請等の単位を決定されたいこと。なお、協議の結果、複数のコンテナ等をまとめて１の許可施設とする場合は、各コンテナ等の相互間の離隔距離は不要であること。

ｂ 危険物取扱者等の取り扱いについて

屋外コンテナ等蓄電池設備に係る危険物取扱者等の取り扱いについては、「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」（平成11年６月２日付け消防危第53号通知）第３の例によること。

⑽ 複数の取扱形態を有する一般取扱所（H.10.3.16 消防危第28号通知参考）

ア (ｱ) ａからｇまでに掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であって、(ｲ)及び(ｳ)に適合し、かつ、イ(ｱ)から(ｼ)までに掲げる位置、構造及び設備を満足するものには、危令第23条を適用し、危令第19条第１項において準用する危令第９条第１項第１号、第２号及び第４号から第11号までの規定（(ｱ) ｅ及びｆに掲げる取扱形態以外の取扱形態を有しない一般取扱所にあっては第18号及び第19号の規定を含む。）を適用しないことができるものであること。（特例理由不要。特例適用願必要。）

(ｱ) 危険物の取扱形態

ａ 塗装、印刷又は塗布のために危険物（第２類の危険物又は第４類の危険物

（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う形態

b　洗浄のために危険物（引火点が40℃以上の第４類の危険物に限る。）を取り扱う形態

c　焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が70℃以上の第４類の危険物に限る。）を取り扱う形態

d　ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が40℃以上の第４類の危険物に限る。）を消費する取扱形態

e　危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態

f　切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態

g　危険物以外の物を加熱するため危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置としての危険物の取扱形態

(ｲ)　建築物に設けられた一般取扱所であること。

(ｳ)　指定数量の倍数が30未満であること。

イ　一般取扱所の位置、構造及び設備

(ｱ)　建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること（ア(ｱ) d 及び e に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。

(ｲ)　建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。

(ｳ)　建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70㎜以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること（ア(ｱ) e 及び f に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。

(ｴ)　建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根（上階がある場合にあっては上階の床）を耐火構造とすること。ただし、ア(ｱ) a 又は b に掲げる危険物の取扱形態を有しない場合にあっては、屋根を不燃材料で造ることできるものであること。

(ｵ)　ア(ｱ) d に掲げる危険物の取扱形態を有する場合にあっては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とすること。

(ｶ)　危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の５分の１未満のものを除く。）の周囲には、危則第13条の３第２項第１号の規定の例による囲いを設けること。ただし、ア(ｱ) e 及び f に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合にあっては、建築物の一般取扱所の用に供する部分のしきいを高くすることにより囲いに代え

ることができる。

(ｷ)　建築物の一般取扱所の用に供する部分には、ア(ｱ) c に掲げる危険物の取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。

なお、当該警報装置は常時人がいる場所に設けること。

(ｸ)　危険物を加熱する設備（ア(ｱ) b 又は g の危険物の取扱形態を有する設備に係るものに限る。）には、危険物の過熱を防止することができる装置を設けること。

(ｹ)　ア(ｱ) g の危険物の取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとすること。

(ｺ)　可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。以下同じ。）を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生ずる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等を生ずる設備を設置する場合はこの限りでない。

(ｻ)　危則第33条第１項第１号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、危則第34条第２項第１号の規定の例により消火設備を設けること。ただし、第１種、第２種及び第３種の消火設備を当該一般取扱所に設けるときは、当該設備の放射能力範囲内の部分について第４種の消火設備を設けないことができること。

(ｼ)　危則第28条の55第２項第３号から第８号まで及び危則第28条の57第２項第２号の基準に適合するものであること。

ウ　上記の他、危則第28条の54に規定する取扱形態のみを複数有する一般取扱所については、それぞれの形態に対して規定された基準をすべて満たしている場合は、危令第23条を適用し、危令第19条第１項の特例として、部分規制を認めることができる。（特例理由不要。特例適用願必要。）

⑾　避雷設備

基本的に第２章第１節17を準用するが、当該危険物施設の周囲全面が他用途部分に囲われており、当該建物全体が鉄筋コンクリート造等、その構造から自然的等電位ボンディングが行われていると判断できるものについては、危令第９条第１項第19号に規定するただし書きが適用できるものとする。

⑿　特例の適用

ア　危令第19条第２項各号に掲げられた取扱形態の一般取扱所が、危令第19条第１項の基準又は第２項の特例基準のいずれの基準により設置される場合でも、これらの基準について危令第23条を適用することが否定されるものではないこと。

また、危令第19条第２項各号に掲げられた取扱形態以外の形態を有する一般取扱所(同項各号に掲げられた取扱形態のうち複数の形態を有する一般取扱所を含む。)

についても、危令第23条を適用することが否定されるものではないこと。

（H.10.3.4 消防危第19号通知）

イ　基本的に、危令第19条第２項各号と同等の安全性を有すると判断されるものについては、危令第19条第２項各号と同等の規制内容により、危令第23条を適用し、部分規制を認めることができる（危令第19条第１項特例）。（H.10.3.16 消防危第28号通知参考）（特例理由不要。特例適用願必要。）

同等の安全性とは、一概に定義することは困難であるが、作業形態としては、危令第19条第２項で示されている塗装、詰め替え及び油圧等の単純なものをいい、複雑な作業工程により危険性を増大させるようなものは、原則認められない。

また、危険物を反応させ非危険物を製造する取扱所は、製造所に部分規制が認められていないことを考慮し、当該危令第19条第２項各号と同等の安全を有するとは認められない。同様の理由で、自己反応性を有する物質を取り扱う施設についても、当該部分規制は認められない。さらに、危険物を沸騰させて蒸留等を行う施設等についても認められない。

なお、取扱危険物の種別に関しては、特に第４類に限定されるものではないが、アルキルアルミニウム等、ヒドロキシルアミン等及び指定過酸化物については、さまざまな施設区分において、それぞれ特例により規制が付加されていることから、当該物質を取り扱う施設に対し、当該部分規制は認められない。

その他、危険物の取扱倍数についても、危令第19条第２項による一般取扱所同様、原則30倍以上（空地による部分規制は10倍以上）の施設は認められず、引火点40℃未満のものを取り扱う施設に対し、周囲３ｍに空地を設け、部分規制とする、設備単位の部分規制は認められない。

⒀　消火困難性の区分について

ア　危令第19条第２項各号（第４号及び第５号は除く。）に掲げられた取扱形態の一般取扱所の消火困難性の区分については、基本的に、高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱う施設以外のものについては、危則第34条に規定する「消火困難な製造所等」に該当し、その内、危則第33条第１項第１号の規定に該当するものが、「著しく消火困難な製造所等」に該当する。

イ　設備単位で規制される一般取扱所については、基本的に、同一建築物内に他用途部分を有し、当該他用途部分と耐火構造の壁で区画されていないので、高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱う施設以外のものについては、危則第33条に規定する「著しく消火困難な製造所等」に該当する。

⒁　１棟規制に対する危令第19条第２項等の適用について

危令第19条第２項及びそれに類似した同条第１項特例は、一般的に建築物内に他用途部分を有している施設に適用されるものであるが、他用途部分を有しない建築物内

に設置されたいわゆる１棟規制の危険物施設に適用することを妨げない。

６　不必要な物件について（危令第 24 条第４号）★

⑴　不必要な物件の考え方については、第１節「製造所」24 によること。

⑵　船舶のタンクに危険物の充填を行う一般取扱所において、非危険物の充填を行うための非危険物の配管及びそれに伴う関連設備については、不必要な物件とは扱わない。

⑶　蓄電池設備により危険物を取り扱う一般取扱所を屋外に設置する場合において、当該蓄電池設備の変電設備等付帯設備については、不必要な物件とは扱わない。（R.7.12.25 消防危第 160 号通知）